

高知市町内会連合会 会 則

(名称及び事務所)

第1条 本会は、高知市町内会連合会と称し、事務所を高知市に置く。

(目的)

第2条 本会は、人間愛を基調とした住民総意に基づく「住みよい街づくり運動」を推進することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的達成のために、次の事業を行う。

- (1) 高知市民憲章を実践する運動に関すること。
- (2) 関係行政機関及び諸団体との連絡協調と必要な提言に関すること。
- (3) 全市的課題の処理、対応に関すること。
- (4) 各地区に対する積極的な支援活動。
- (5) 情報交換及び広報に関すること。
- (6) 研修会、調査研究会の開催。
- (7) 会員相互の福祉親睦に関すること。
- (8) その他必要な事項。

(組織及び会員)

第4条 本会は、高知市の町内会及びその他の自治団体により組織する。

2 会員は、別に定める会費を納入するものとする。

(役員)

第5条 本会に、次の役員を置く。

会長 1名・副会長 若干名・監事 2名・理事 若干名・会計理事 1名
事務局長 1名

(顧問)

第6条 本会に、顧問を置くことができる。

- (1) 顧問は、理事会で推挙し、会長が委嘱期間を定めて委嘱する。
- (2) 顧問は、必要に応じ会議に出席し、意見をのべることができる。

(役員を選出及び任期)

第7条 会長、副会長及び監事は総会において選出する。

2 理事は、別に定める定数により選出する。

3 会計理事及び事務局長は、理事会の承認を経て、会長が委嘱する。

4 役員任期は2年とする。但し再任は妨げない。

5 補充又は増員により選出された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

(職務)

第8条 会長は、本会を代表し、会務を統括する。

2 副会長は、会長を補佐し会長に事故あるときはその職務を代行する。

3 監事は、会務(財務を含む)を監査する。

4 理事は、会務を処理する。

5 会計理事は、財務を掌理する。

6 事務局長は、会務を掌理する。

(会 議)

第9条 本会の会議は、総会、理事会及び三役会とする。

2 総会は、出席会員で構成し、議事は、出席者の過半数の同意をもって議決する。

3 総会は、本会の議決機関であり、定時総会及び臨時総会とする。

4 定時総会は年1回、臨時総会は必要ある時、会長が招集する。

5 総会の協議事項は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画及び事業報告に関すること。
- (2) 会長、副会長及び監事の選出ならびに予算、決算の承認。
- (3) 会則の制定、改廃に関すること。
- (4) その他重要事項。

6 理事会は、会長が招集する。

7 理事会は、定員数の過半数の出席で成立し、議事は、出席者の過半数の同意をもって議決する。

8 理事会の協議事項は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画ならびに予算、決算及び事業報告に関すること。
- (2) 総会決定事項の実施及び処理に関すること。
- (3) その他必要な事項。

9 三役会は、会長、副会長、会計理事で構成し、本会の事業活動及び運営に関する事項を協議する。

(事 務 局)

第10条 本会に、事務局を置く。

2 事務局に次の局員を置き、事務局次長は、会長が委嘱する。

事務局長 1名 事務局次長 若干名

3 事務局次長は、事務局長を補佐し、会務の推進にあたる。

4 事務局職員を置くことができる。職員に関することは別に定める。

(専門部会)

第11条 本会に、専門部会を置くことができる。

(規 程)

第12条 本会に必要な規程は、理事会において別に定める。

(経 費)

第13条 本会の経費は、会費、助成金、寄付金及びその他をもってこれにあてる。

(会計年度)

第14条 本会の会計年度は、毎年4月1日から始まり、翌年3月31日に終わる。

付 則

1. 昭和63年11月23日施行
2. 平成 2年 6月16日一部改正施行
3. 平成 5年 5月24日一部改正施行
4. 平成 7年 5月30日一部改正し、平成 8年4月1日施行
5. 平成13年 6月11日一部改正施行
6. 平成19年 6月17日一部改正施行
7. 平成24年 6月17日一部改正し、平成24年4月1日施行
8. 平成25年 6月16日一部改正施行